

釜石市中妻体育館利用料金上限額（税込み）

区分			全館貸切利用			個人利用
			午前 9時～12時まで (1時間につき)	午後 12時～17時まで (1時間につき)	夜間 17時～21時まで (1時間につき)	1人1回 (3時間につき)
入場料等を徴収 しない場合	体育競技を目的 とする場合	小中高校生	260円	260円	430円	50円
		一般	530円	530円	870円	100円
	その他の催しに利用する場合		1,100円	1,100円	1,750円	—
入場料等を徴収 する場合	体育競技を目的 とする場合	小中高校生	810円	810円	1,310円	—
		一般	1,630円	1,630円	2,630円	—
	その他の催しに 利用する場合	販売、その他の営利行 為を行わない場合	2,730円	2,730円	4,400円	—
		販売、その他の営利行 為を行わない場合	11,000円	11,000円	17,600円	—

備考

- 1 利用する場合に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 中妻体育館の貸切利用の場合において、9時前又は21時後に利用する場合の利用料金の額は、17時から21時までの区分の利用料金の額に利用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 中妻体育館の貸切利用の場合において、体育館の2分の1以内を利用する場合の利用料金の額は、この表の利用時間に係る利用料金の額の2分の1の額とする。